

実施要領

一般社団法人北見市観光協会
WEB サイト制作業務委託

令和3年8月2日

一般社団法人 北見市観光協会

1 目的

北見市観光協会は令和3年4月1日に北見市内4観光協会が組織再編を行いひとつの観光協会として運営を開始し、従来の観光協会は支部として運営しております。

観光協会がひとつになったことより観光や物産などの素材が格段に増え、それぞれ魅力を持つ4エリアの情報発信や観光商品・特産品などの販売もできるようにWEBサイトを構築することを目的とする

2 業務の概要

- (1) 業務名：一般社団法人北見市観光協会WEBサイト制作業務委託
- (2) 業務内容：企画立案から取材、撮影、デザイン、編集などWEBサイト構築に係る一切の業務。詳細は別紙仕様書のとおり
- (3) 業務期間：契約締結日から令和4年1月20日（木）まで
- (4) 委託金額：6,930千円（消費税及び地方消費税を含む額）以内

3 委託者選定の方法

公募型プロポーザル方式とし、提案書及びプレゼンテーション等の評価において最も点数が高かった業者を委託候補とする。

4 企画提案者の参加資格等

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる資格条件を全て満たす者とする。

なお、2社以上の共同提案（コンソーシアム形式）での参加も可能としますが、役割分担を明確に提示してください。共同提案の場合、（8）については構成員のうち1社以上が要件を満たすようにしてください。

- (1) 北見市観光協会の会員であること。又は入会の意思のある者。
- (2) 北見市内に主たる本社または事務所を有する法人であること。ただし、共同提案は道内に本社または事業所を有する法人を含めて構成することも可能。
- (3) 共同提案の構成員は単独法人として重複参加する者ではないこと。また、他の共同提案の構成員として重複参加する者ではないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 国、北海道及び地方自治体において競争入札参加資格を有する場合、指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続きの申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがされていない者であること。

(7) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

(8) 本委託業務に類似する事業の受託実績があること。

5 プロポーザルの手続き等

(1) スケジュール

実施要領等配布期間	令和3年8月2日（月）～8月10日（火）
参加申込期限	令和3年8月12日（木）※必着
質問の受付期間	令和3年8月2日（月）～8月10日（火）
企画提案書受付期間	令和3年8月13日（金）～9月21日（火）
選定委員会	令和3年9月29日（水）※予定
結果の公表	令和3年10月初旬※予定
契約の締結	令和3年10月初旬※予定

(2) 実施要領等の配布

- 1) 配布期間：令和3年8月2日（月）～8月10日（火）
- 2) 配布方法：北見市観光協会ホームページからダウンロード

(3) 参加申込

- 1) 受付期間：令和3年8月12日（木）まで ※必着
- 2) 提出方法：所定の参加表明書（様式1-1）及び会社等概要（様式1-2）を事務局あてに郵送（簡易書留など）してください。
※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点等の社会情勢を考慮し、持参による提出はお控えください。

(4) 質問の受付

- 1) 受付期間：令和3年8月2日（月）～8月10日（火）
- 2) 質問方法：所定の質問用紙（様式2）に必要事項を記載の上、事務局あてにメールにより提出してください。
- 3) 回答：質問に対する回答は企画提案者全員にメールにより回答を送付します。

(5) 企画提案書の提出

参加申込書を提出した後、参加資格確認通知書を受けた企画提案者は、下記のとおり本プロポーザルに関する企画提案書を提出してください。

1) 提出期限：令和3年8月13日（金）～9月21日（火）※必着

2) 提出方法：事務局あてに郵送（書留郵便）してください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点等の社会情勢を考慮し、持参による提出はお控えください。

3) 提出書類及び提出部数

企画提案届出書	様式3	1部
企画提案書※ ¹	様式4	19部
プレゼンテーション資料		19部
見積書	様式4に含む	19部
参加資格適合誓約書※ ²	様式5	1部
共同提案事業体概要書※ ³	様式6	1部
登記簿謄本の写し		1部
納税証明書（国税及び地方税）		1部

※1 企画提案書については、1部は提案者名を記載したもの、残り18部は提案者名を記載しないものを提出してください。提案書作成上の留意点については、別紙「企画提案書作成方法」を参照してください。

※2 共同提案の場合、全社について提出してください。

※3 共同提案の場合、提出してください。

(6) プレゼンテーション

企画提案書を提出した事業者は、選定委員会において、提案内容についてプレゼンテーションを実施していただきます。また、協会が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

1) 日時：令和3年9月29日（水）※予定

2) 会場：北見芸術文化ホール ※予定

3) 出席者：2名以内

4) 時間配分：1提案者あたり30分間（説明20分以内、質疑10分以内）

5) 説明方法：提出された企画提案書に基づいて、プレゼンテーションを行っていただきます。

6) 使用機器等：スクリーン・プロジェクターは準備いたします

6 審査基準

当協会役員で構成するプロポーザル選定委員会（以下、「委員会」という。）において、有識者からのアドバイスも参考にし、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案内容等を評価・採点し、審議のうえ選定します。

(1) 選考方法

1) 参加者の実施するプレゼンテーションに対し、委員会がヒアリングを行います。

- 2) 提出書類、プレゼンテーション内容の審査を行い、下記「(2) 審査基準」に基づき評価・採点し、総評価点が最高点の者を最優秀提案者とします。
- 3) 各委員の評価において、最低評価点の項目が1項目以上ある参加者は、選定の対象としません。
- 4) 最高点の者が複数いる場合は、委員会で協議の上、候補者を選定します。
参加者が一者のみの場合、審査の結果においてプロポーザル審査要領に定める基準点を満たすときは、当該提案者を最優秀提案者とします。基準点に満たない場合は、再度公募を実施します。

(2) 審査基準

- 1) 全体：事業の趣旨、目的を理解した提案か。
提案内容に具体性があり、説得力を伴っているか。
創意工夫、4エリアの特色がみられるか。
- 2) 構成：4エリアの魅力を伝えている提案か。
4エリアの現状を把握しながら、特色を引き出すことはできているか。
最新の観光スタイルなどを取り入れているか。
ウィズコロナ、アフターコロナを想定した提案か。
北見への来訪の動機づけとなっているか。(観光・MICE等)
4エリアの特徴を引き出した魅力あるEC内容となっているか。
外国人観光客が関心を持つコンセプトも設定されているか。
- 3) デザイン：4エリアの特色を生かし、「行ってみたいくなる北見」を象徴するデザインになっているか。
見る人の関心を引くデザインになっているか。
- 4) 事業の実施体制：事業実施に必要な実施体制を整えているか。
事業実施に実現可能なスケジュールとなっているか。
- 5) 事業費の妥当性：事業費の積算は魅力的な企画等を実施する上で妥当か。

(3) 審査結果通知

審査結果については、参加者全員に書面により通知します。

7 契約

本業務の委託は、最優秀提案者を契約候補者として、提案者及び当協会と協議の上行うものとする。

なお、契約候補者がコンソーシアムの場合、その幹事法人と契約を締結します。

8 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められるに至った場合。
- (4) 評価の公平性を害する行為があった場合。
- (5) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、委員会が失格であると認めた場合。

9 その他の留意事項

- (1) 参加表明提出後、辞退する場合は、指定の様式（様式7）を使用し、参加辞退届を令和3年8月31日（火）までに事務局あてに提出してください。
- (2) 本件に関する費用は、すべて参加者の負担とします。
- (3) 提出書類で用いる言語は日本語、通貨は日本円とします。
- (4) 書類提出後の提案等の修正又は変更は認めません。
- (5) 提出書類の著作権は参加者に帰属します。ただし、当協会が本件の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- (6) 提出された書類は返却しません。
- (7) 本件に係る情報公開請求があった場合は、当協会情報公開条規程に基づき、提出書類を公開することがあります。
- (8) 本業務は、北見市の補助事業に基づく業務であるため、会計監査の検査を受ける場合があります。
- (9) 契約期間終了後も相互連絡の取れる体制を構築してください。

10 事務局（問い合わせ先）

一般社団法人北見市観光協会

住所 〒090-0040 北見市大通西2丁目2番地1 大通ビル1階

電話 (0157)32-9900 F A X (0157)32-9877 メール onishi@kitamikanko.jp